

目の前のゴミがなくなれば それで『終わり』と 思っていませんか。

廃棄物の排出には、
大きな責任が
あります！



事業系廃棄物には「産業廃棄物」と「一般廃棄物」があります

事業系
廃棄物

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）

廃棄物処理法で20種類に限定されています
※排出事業者の業種が限られる廃棄物もあります
（紙くず・木くず・繊維くず・動植物性残さ等）

一般廃棄物（特別管理一般廃棄物）

産業廃棄物以外のすべての廃棄物です

産業廃棄物や一般廃棄物の受入れには、処理業者が、対応する品目の許可を持っている必要があります。
※委託先の許可証を確認してください。

- ・ 無許可業者には、処理（収集運搬・処分）を委託できません。
- ・ 許可にない品目の処理を強要することは法律違反です。



排出事業者には、排出から最終処分まで責任がついてきます



排出事業者の責任範囲（委託処理の場合も同じ）

- ・ 産業廃棄物の処理を委託する際は、収集運搬業者・処分業者と、書面による契約の締結が必要です。
- ・ 産業廃棄物処理業者にマニフェストを交付し、排出した廃棄物が適正に処分されたか確認する必要があります。

収集運搬や処分を委託しても、最終処分されるまでは排出事業者責任は消えません。



廃棄物処理の委託先で不適正な処理（不法投棄等）がされると……

排出事業者が措置命令（行政処分）の対象となる場合があります

- ・ 廃棄物処理業者の定める受入れルールを守りましょう。
- ・ 廃棄物処理には、相応の費用がかかります。不適正処理の防止のためには、適正な対価の負担が必要です。



宮城県

環境生活部廃棄物対策課

指導班 ☎022-211-2463

適正処理のために

